



茨城労働局発表
平成31年3月29日(金)

【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 加藤 賢一
雇用環境改善・均等推進指導官 渡邊 朋子
(電話) 029-277-8295 (8294)

認定の最大のメリットは“会社のイメージアップ”！

～女性活躍推進法 3 年を迎えるにあたり、茨城県内認定企業を対象にアンケートを実施～

茨城労働局(局長 福元 俊成)では、平成30年12月末までに、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣の認定(「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」「えるぼし認定」)を受けた県内企業に対し、認定のメリットや認定マークの活用方法、また認定後の取組状況等についてアンケートを実施しました。

茨城労働局では、今後も、これら認定制度及び認定マークの普及に取り組んでまいります。

<主な結果>

認定を受けるメリット (回答企業のうち94.3%が認定を受けるメリットがあったと回答している)

- いずれの認定を受けた企業も、「会社のイメージアップ」に効果があったと回答した。
- 公的な認定を受け、社内の情報を数値化し公開することが、応募者のみならず家族の安心につながり、結果、応募者が増加した。
- 働きやすい環境づくりの体制が整っている会社であることが社内に認知され、制度の利用にもつながっている。

認定マークの活用 (回答企業の全て(100%)において、認定マークを活用していると回答している)

- 回答企業の全てが、会社案内や名刺、求人広告において活用していると回答している。
- 一方で、自社製品等商品に掲載をしたとの回答はなかった。

取組企業における現状と今後の課題

- 回答企業の全てが、認定を受けた取組を継続して実施しており、それぞれの認定制度の最上位ランクである「プラチナくるみん認定」「えるぼし認定(3段階目)」認定企業以外のすべての企業が、さらなる認定を取得したいと回答している。
- 今後の課題としては、これまで以上に男性社員が育児休業を取得しやすい環境整備や女性の管理職登用候補者の育成が課題との回答が寄せられた。

対象：茨城県内の「くるみん」「プラチナくるみん」「えるぼし」認定企業 38 社のうち、35 社から回答を得た。(回答率 92.1%)

(参考)

女性活躍推進法に基づく認定(愛称：えるぼし認定)



女性の活躍推進のための行動計画(一般事業主行動計画)を策定し、その旨を労働局長に届出た事業主のうち、一定の基準を満たし、取組の実施状況が優良な事業主は、労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定基準を満たした項目により、取得できる認定段階(第1～3段階目)が変わります。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(愛称：くるみん認定／プラチナくるみん認定)



労働者の仕事と子育てに関する行動計画(一般事業主行動計画)を策定し、その旨を労働局長に届出た事業主のうち、一定の基準を満たし、取組の実施状況が優良な事業主は、労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

(添付書類)

- 別紙1 アンケート結果概要
- 別紙2 女性活躍推進法に基づく認定制度
- 別紙3 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度
- 別紙4 茨城労働局管内の「えるぼし」認定企業一覧(平成31年2月末日現在)
- 別紙5 茨城労働局管内の「プラチナくるみん」「くるみん」認定企業一覧(平成31年2月末日現在)
- 別紙6 労働局の4つの「認定制度」があなたの会社を応援します